

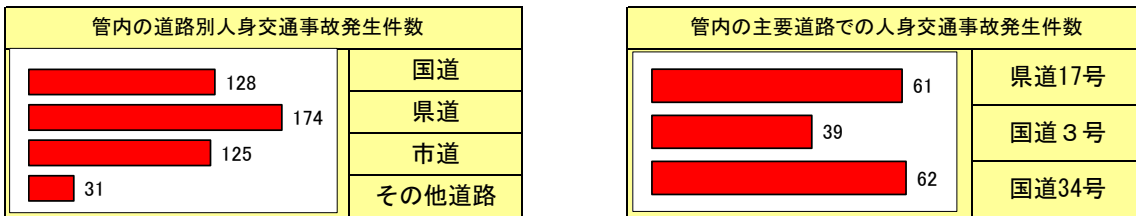
速度取締り指針

鳥栖警察署管内の速度取締り重点		
重点路線	重点時間帯	規制速度
国道34号	6:00 ~ 20:00	50キロ
国道3号	6:00 ~ 20:00	50キロまたは法定速度
県道17号	6:00 ~ 20:00	50キロまたは法定速度
市道 (生活道路・通学路)	6:00 ~ 19:00	30キロ

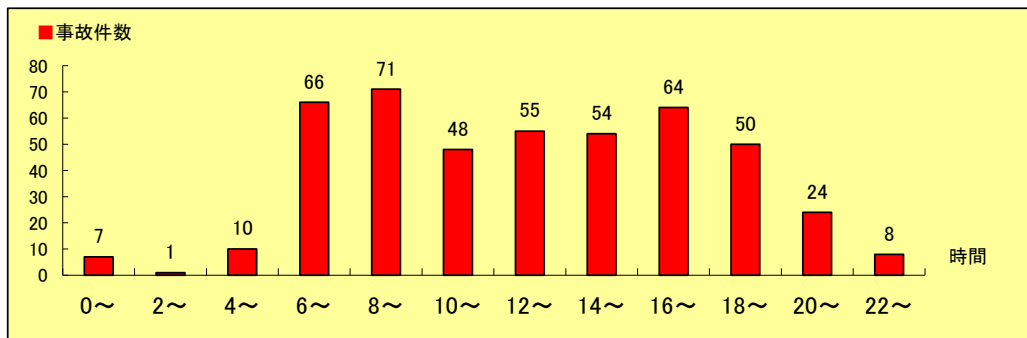
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

鳥栖警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和5年1月～令和5年12月:458件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和5年1月～令和5年12月:458件)



- 鳥栖警察署管内では、全交通事故の約25%が国道で発生しています。
- 鳥栖警察署管内の国道の中で交通事故が多いのは国道34号であり、国道での事故の約50%を占めています。
- 交通事故形態で最も多いのが追突事故で、全事故の約45%を占めています。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注視」の182件、次いで「安全不確認」の63件となっています。



その他の交通指導取締り要点

今後も交通事故の主たる原因となり得る携帯電話使用違反、横断歩行者等妨害等違反、信号無視違反等の取締りを特に強化し、被害軽減につながる最高速度違反、シートベルト違反等の取締りを継続します。